平成２８年（フ）第２２８号
和歌山市栄谷117番地　コーポ20―Ｂ111号、住民票上の住所和歌山市栄谷300番地　コーポ川原崎205
債務者　貴志　知美
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２９号
和歌山市栄谷117番地　コーポ20―Ｂ110号
債務者　貴志　千代
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３５７号
和歌山市古屋68番地51
債務者　紀乃国美装こと　片岡　龍一
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６６号
和歌山市木ノ本55番地19
債務者　名河内明美（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３７２号
和歌山市紀三井寺659番地１　寿荘２Ｆ９号、前住所和歌山市冬野1198番地22
債務者　花川　修次
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津25―１　レオパレスワールド203号室、住民票上の住所神奈川県厚木市田村町12番22―307号
債務者　能美　有宏
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３８号
沖縄県国頭郡本部町字嘉津宇251番地
債務者　上間由美子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第１２５号
山口県防府市岸津１丁目２番44号　レオパレスフォンテーン104号室、前住所山口県防府市大字田島2154番地の１　レオパレスグレイスⅡ105号室
債務者　佐々木　航
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１号
北海道磯谷郡蘭越町港町547番地
破産者　株式会社酒谷組
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第４４２号
神奈川県平塚市万田323番地の５
破産者　株式会社Ｔａｋａｒａ　Ｄｉｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５１号
静岡市清水区北脇341番地の１
破産者　株式会社美栄商事
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５１号
静岡市葵区牧ヶ谷2145番地
破産者　有限会社スカイアルミ工業
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５７１号
大阪市西区阿波座１丁目11番18　昭和本町ビル３階　313号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番１号
破産者　株式会社Ｊ．Ｔ京阪
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７号
本店なし、商業登記記録上の本店北九州市小倉北区下富野４丁目５番23号
破産者　株式会社平和設備
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１４６号
札幌市西区西野１条６丁目６番20号
破産者　株式会社エースコーポレーション
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１号
山形県天童市大字山口字菅ノ原3244―１番地
破産者　丸升山崎工業株式会社
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５６号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3967番地219
破産者　小椋　光治
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第２２４５号
横浜市青葉区さつきが丘５番地１
破産者　株式会社ウィズハウスプランニング
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１３号
名古屋市南区明円町４番地
破産者　株式会社メイナン
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部